

入札説明書

令和4年度奈良電子自治体 共同運営システム施設予約会館追加業務

| | |
|---|---|
| <p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 入札参加資格申請書記載例3. 作業実施証明書記載例4. 契約履行実績証明書記載例5. 入札書記載例6. 入札書封緘例7. 委任状記載例8. 見積書記載例9. 再度入札辞退届記載例10. 仕様書11. 会館開発仕様書 | <p>添付様式一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札参加資格申請書〈様式1〉2. 作業実施証明書〈様式2〉3. 契約履行実績証明書〈様式3〉4. 入札書〈様式A〉5. 委任状〈様式B〉6. 見積書〈様式C〉7. 再度入札辞退届〈様式D〉 |
|---|---|

令和4年9月

奈良県地域デジタル化推進協議会

入札説明書

奈良県地域デジタル化推進協議会（以下、「協議会」という。）が調達する物件に係る一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記第1の3に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 公告日

令和4年9月8日

第2 一般競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

令和4年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務

2 委託内容

奈良県電子自治体共同運営システム予約サービス（以下、「施設予約サービス」という。）を用いて、施設の空き状況公開を行うための登録（電子化）を行います。

3 委託期間

契約日から令和5年3月10日

4 履行場所

奈良市及び協議会と落札者が協議の上、決定した場所において作業していただきます。

5 その他

入札物件の詳細については、仕様書のとおりです。

第3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1～3までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

2 奈良県が定める物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

3 令和4年9月8日（木）～令和4年9月21日（水）午後5時までに入札説明書を奈良県地域デジタル化推進協議会のホームページからダウンロードし、次の（1）、（2

）、（３）に掲げる書類を、令和４年９月２１日（水）午後５時までに（４）提出場所に提出した者で、かつ（１）、（２）、（３）の確認を受けた者。必要書類を提出し、確認事項等がある場合は調整期日である令和４年９月２２日（木）午後５時までに再提出してください。

（１）入札参加資格申請書（様式１）

本調達を確実に履行しうる者であることを確認するため、入札参加の資格確認を受けなければなりません。

（２）作業実施証明書（様式２）

上記３（１）で示す入札参加資格申請を行った役務について、確実にを行うことを証明する書類を提出してください。

（３）契約履行実績証明書（様式３）

過去２年間に別紙仕様書と同等と認める契約を２件以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。

（４）提出場所

〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０番地
奈良県地域デジタル化推進協議会事務局（奈良県総務部デジタル戦略課内）

（５）提出方法

（１）、（２）、（３）は、書留郵便で差し出すこととします。封書の表面に「令和４年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きして、（４）に示す場所に到着するようにしてください。

上記（１）、（２）、（３）の書類に基づく入札参加資格結果については、令和４年９月２７日（火）までにメールで通知します。

第４ 入札及び落札者の決定方法

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記入された総額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記入してください。
- 2 入札者は、所定の入札書（様式Ａ）を作成し、封をした上（入札書封緘例）、所定の場所及び日時に入札してください。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式Ｂ）を入札と同時に提出してください。

- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- 6 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度（2回目）入札を実施します。

なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式D）を提出してください。
- 7 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- 8 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- 9 再度（2回目）の入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書（様式C）を提出してください。

第5 入開札の場所等

1 入開札の日時及び場所

令和4年9月30日（金） 午後2時
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁主棟 6階 奈良県会計局総務課入札室

2 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「令和4年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務」と朱書きして、令和4年9月29日（木）午後5時までに第11の3に示す場所に到着するようにしてください。なお予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行いますので入札書は初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。（再度入札に係る入札書も令和4年9月29日（木）午後5時までに第11の3に示す場所に到着するようにしてください。）
- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、各入札書（又は再度入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「令和4年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務（初度入札）」及び「令和4年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務（再度入札）」（又は再度入札辞退）と各々朱書きしてください。
- (3) 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の区別なく郵送されたとき（明記がない等）、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決

定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

第6 補足

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に準じて同規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除される場合があります。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と協議会が同等と認める契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

第7 入札の無効

次に掲げる1から8までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この説明書に示した一般競争入札参加資格の無い者が行った入札
- 2 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 3 伝送をもって送付してきた入札
- 4 入札書に記名押印を欠く入札
- 5 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- 6 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- 7 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- 8 その他、入札に関する条件に違反した入札

第8 契約書作成の要否

- 1 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- 2 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

第9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、事業者を変更することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- 1 見積書など提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- 2 事業者に重大な瑕疵があるとき。

- 3 事業者が業務遂行の意思が認められないとき。
- 4 事業者が業務遂行能力がないと認められるとき。
- 5 事業者が次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、協議会がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 6 その他、契約を継続するに耐えない事情があるとき。

第10 注意事項

- 1 契約業者（落札者並びに当該落札者が指定する保守事業者）は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- 2 落札者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により契約相手方の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- 3 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

第11 その他

- 1 入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書は2枚用意してください。
- 2 令和3年度に追加された会館における会館追加業務に関する以下の資料を閲覧することができます。閲覧に際しては、事前予約を必須とさせていただきますので、事前に第11の3に連絡してください。
 - ・会館別開発仕様書
 - ・施設予約サービス 研修の手引き（一般職員編）
 - ・施設予約サービス 研修の手引き（管理者編）
 - ・VPN 接続サービス操作説明書
- 3 本入札に関わる質問については、次に示す連絡先に電子メールで行ってください。質問受付期間は、9月14日（水）午後5時までとします。回答については、9月16日（金）までに奈良県地域デジタル化推進協議会のホームページに掲載します。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域デジタル化推進協議会事務局（奈良県総務部デジタル戦略課内）

E-mail: e-kotonara@office.pref.nara.lg.jp（担当：辻・関元）

電話：0742-27-8446（ダイヤルイン） 内線2647